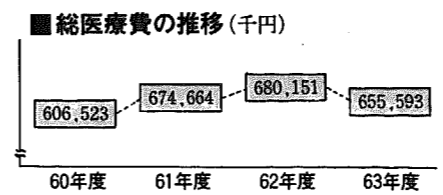




# 皆さんが支えています。 わが家の安心——国民健康保険

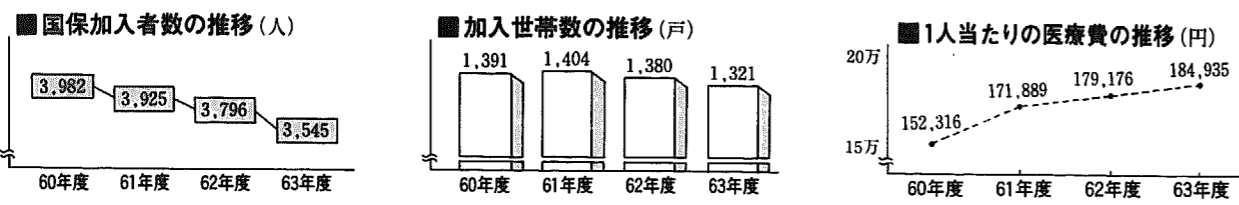
私たちは、いつも家族みんなが健康で豊かな生活をおくれることを願っています。しかし、病氣やケガは、ある日突然私たちをおそうかわかりません。そのようなとき、かかった医療費全額を自分で負担することになったら、精神的苦痛だけでなく、経済的苦痛までも背負いこまなければなりません。そんなとき、大切な役割を果してくれるのが、皆さんが加入している国民健康保険です。国民健康保険制度は、加入者が収入に応じてお金を出しあい、医療費に充てようという助けあいを目的とした制度です。私たちの健康生活を守る大切な制度——国民健康保険。みんなで正しく理解し、守っていきましょう。

## 保険税納めて安心わが家の健康



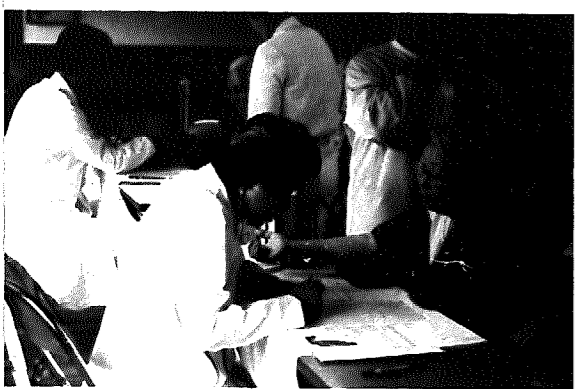
**国保は「相互扶助」が目的**  
国民健康保険に加入している皆さんの医療費は、自己負担分のほかに村の国保から支払われています。昭和六十三年年度の総医療費は六億五、五九九万円で、前年度に比べて二、四五六万円、率にして三・六％減りました。  
これは、皆さん一人ひとりが日ごろから健康管理に努めたことが医療費の減少につながったものと思われまます。それにもう一つの原因として、国保加入者数の

減少もあげられます。  
しかし、総医療費は減少したとはいえ、国保加入者の一人当たりの医療費をみると実際には年々増え続けています。  
この医療費の支払いは、国からの補助金とみなさんからいただく保険税とを合わせたものを財源として医者に支払われています。このようにみなさんからいただく保険税は、医療費の支払いに使われるたいへん貴重な財源です。ですから、保険税納入は納期限内に必ず納めるようにしましょう。



**医療費はちよつとした心がけで大きく節約**  
現在、脳卒中、心臓病、糖尿病などの慢性的なものや、各種のガンが増えています。そのため、医療の高額化や長期化につながっており、特に入院医療費の伸びが目立っています。それに加え、高齢化社会に伴い、老人保健の加入者も増えつつあり、医療費の増加は今後も続くことが予想されます。  
こうして増え続ける医療費を少しでも節約するにはどうしたらよいのでしょうか。そこで、みなさんにもできる節約ポイントをご紹介します。

① **病気の早期発見・早期治療を。**  
どんな病氣でも早く発見し、早く治療することが大切です。村が行う健康診査や各種検診は、できるだけ進んで受ける



② **はしご受診をしないでください。**  
一つの病氣で、何人ものお医者さんにかかることは、同じ検査を何回もすることとなり、医療費のムダばかりか、薬が重なり大変危険なことにもなりかねませんので、くれぐれもしないようにしてください。  
③ **日ごろの健康管理に心がける。**  
病氣にならないためには、まず、普段からの健康管理が大切です。日ごろから、適度な運動や、体重・血圧測定などのチェック、バランスのとれた食生活を心がけるようにしましょう。

### こんなときは届け出を

国民健康保険には、いったいどんな人が何歳から加入しなければならぬのでしょうか。それは、職場の健康保険に加入している人とその被扶養者、生活保護を受けている世帯の人を除いて、その市区町村の区域内に住んでいる人は、年齢に関係なくみなさん国保に加入しなければなりません。これは「国民皆保険」という制度で、すべての人が何らかの健康保険に加入しなければならぬという強制加入です。  
また、赤ちゃんや未成年者、あるいは一家の世帯主や家族の区別なく、一人ひとりがみなさん平等に被保険者になります。ただし、加入の手続は、一人ひとりが単独で行うのではなく、世帯主がまとめて、世帯ごとに行います。

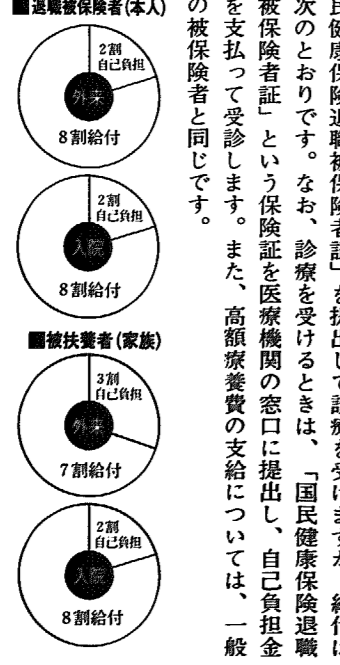
国保について問い合わせは役場保健衛生課国保係へ。

## 退職者医療制度

これは、長い間、会社や役所などに勤めていて退職し、現在、国保に加入して被用者年金(厚生年金など)をもらっている人、およびその被扶養者は、退職被保険者本人が老人保健に移るまで、「退職者医療制度」で医療を受けることができます。  
■ 次の条件のすべてにあてはまる人(退職者被保険者本人)  
● 国民健康保険に加入している人  
● 老人保健法の適用を受けていない人  
● 厚生年金や各種共済組合など(国民年金は除く)の老齢年金や退職年金などの受給者で、その被保険者期間が20年以上あるか、または40歳以降10年以上ある人。



**対象となる人**  
お医者さんにかかるとき  
■ 病院・診療所(国民健康保険退職被保険者証)の窓口で、「国民健康保険退職被保険者証」という保険証を医療機関の窓口へ提出し、自己負担金を支払って受診します。また、高額療養費の支給については、一般の被保険者と同じです。



### 退職被保険者となる日

年金の受給権の発生した日が、退職被保険者になる日です。受給権が発生し、年金保険者に裁定(決定)請求をすると年金証書が送られてきます。14日以内に国保の窓口へ届け出てください。